

## 徳島小松島港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、徳島小松島港の脱炭素化を推進するため、徳島県が策定する徳島小松島港港湾脱炭素化推進計画（港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の2第1項に規定する官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画）に、港湾関係者等の意見及び脱炭素化の取組を反映させるため、徳島小松島港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものである。
- 2 本協議会は法第50条の3に規定する港湾脱炭素化推進協議会とする。

### (協議事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。
- (1) 港湾脱炭素化推進計画の作成及び変更に関する事項
  - (2) 港湾脱炭素化推進計画の進捗状況の確認、達成状況の評価に関する事項
  - (3) その他脱炭素化の達成に必要な事項

### (構成)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。
- 2 構成員の追加等は、事務局が決定する。
  - 3 協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

### (座長の任命等)

- 第4条 協議会には、座長を置く。
- 2 座長は、事務局から推薦し、協議会構成員の互選により定める。
  - 3 座長は、会務を統括し、会議の議長となる。
  - 4 副座長は、座長が指名する。
  - 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

### (協議会の開催)

- 第5条 協議会は事務局が招集し、構成員等にあらかじめ協議を行う事項を通知する。
- 2 前項の規定による通知を受けた構成員は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければならない。
  - 3 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(書面による会議)

第6条 協議会は、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(協議会の取扱い)

第7条 協議会の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 協議会は、構成員の自由な議論(企業戦略など)を担保する観点等から、原則として非公開とする。
- (2) 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- (3) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(秘密保持)

第8条 協議会の構成員等は、協議会で知り得た情報(前条の規定により公開された議事次第、配付資料及び議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第9条 協議会に係る事務は、徳島県県土整備部運輸政策課が処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、事務局が協議会に諮り、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月2日から施行する。

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

徳島小松島港港湾脱炭素化推進協議会 構成員

(令和5年9月19日時点)

(順不同)

【学識経験者】

四国大学 学長 松重 和美

【港湾関係団体等】

王子製紙株式会社  
オーシャントランス株式会社  
四国ガス株式会社  
南海フェリー株式会社  
徳島津田バイオマス発電所合同会社  
徳島小松島港運協会  
徳島県倉庫協会  
徳島県トラック協会  
徳島県内航海運組合  
徳島商工会議所  
小松島商工会議所

【関係行政機関】

四国地方整備局 港湾空港部  
四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所  
四国経済産業局  
徳島県県土整備部運輸政策課  
徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課脱炭素化推進室  
徳島市環境保全課  
徳島市道路建設課  
小松島市商工観光課  
小松島市市民環境課

【事務局】

徳島県県土整備部運輸政策課

